

		港区常勤の監査委員の給与等に関する条例、新旧対照表	
		改正案	現行
		(前略)	(前略)
	(給与)	第二条 常勤の監査委員の給料は、月額七十八万六千九百円とする。	第二条 常勤の監査委員の給料は、月額七十六万円とする。
2・3	(略)	(後略)	(後略)
	付則	この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。	